

「愛知県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実
施計画（データヘルス計画）」中間評価支援業務委託
仕様書

愛知県後期高齢者医療広域連合

1 目的

令和6年3月に策定した「愛知県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」（以下、「第3期計画」という。）における基礎情報の的確な更新、専門的知見に基づく多角的な分析、及び計画後半の保健事業の目標値や事業運営等への指針になりうる評価や情報提供を行うことを目的とする。

中間評価にあたり、計画前期に実施した取組の評価とKDBシステム等データを活用した被保険者の健康状態や医療費の現状の分析を行うことで、計画の進捗状況の確認と計画目標を達成するための既存の取組の見直しを含め必要な取組の検討を行う。

2 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

3 基本的な考え方

本業務を実施する際の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- (1) 厚生労働省が作成した「高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き（令和5年3月30日改正）」の内容及び趣旨を理解し、本業務に適切に反映させること。特に、第3期計画が当該手引きに基づき策定された経緯と、計画の各評価指標が持つ意味合いを正確に把握していること。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律、同法に基づく保健事業の実施に関する指針等を踏まえた内容とすること。
- (3) 愛知県における、医療費適正化計画、健康増進計画、介護保険事業支援計画、国保データヘルス計画等、関連する他計画の内容にも留意し、必要に応じて本業務の分析や考察に連携・活用を図ること。これらの関連計画と第3期計画との整合性や連携の視点は、保健事業の効果を最大化する上で不可欠である。
- (4) 厚生労働省が提示する事項に即した中間評価であること。

4 業務の概要

(1) プロジェクト計画票の作成

ア 本件業務を円滑かつ効果的に進めるため、プロジェクト全体の計画（品質管理、進捗管理、リスク管理、コミュニケーション計画を含む）を作成し、委託者の確認を行うこと。

イ 当該計画の策定に当たっては、業務を統括する管理者の監督のもと、契約期間内に適切に業務の推進が図られ、かつ常に委託者の確認が行える状況を整備すること。

(2) 要件定義等

ア 経年的な管理分析を行う必要があるため、第3期計画における既往のデータ形式との整合を図りつつ、数値に係る定義の相違がないようデータ

タ取得及び整理を行うこと。受託者は、既往のデータ構造や定義を正確に理解し、疑義が生じた場合は速やかに委託者に確認の上、適切な対応を行うこと。また、各指標が、何を意図して設定されているかを踏まえた上で、データの継続性と比較可能性を担保すること。

イ アの条件を満たしつつデータの管理方法及びグラフ等の図表データに関する、利便性向上や使用時の効率化を図るため、必要に応じて委託者との協議を行い、専門的知見を活かした改善を行うものとする。

(3) KDBシステム等データ取得

ア 委託者が提供するデータのほか、受託者が、KDBシステム等からデータを取得し、愛知県内すべての構成市町村に係る数値情報を整理し、データベースを整備すること。なお、KDBシステムからのデータ抽出・取り扱いについては、その特性を熟知した上で正確かつ効率的に行うこと。

【広域連合が提供する主なデータ】(期間 令和5～8年度分)

- ① KDB各種帳票 (csvで出力が可能なデータ)・健康スコアリング
- ② 一体的実施・KDB活用支援ツールの出力データ
- ③ 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等 様式1 実施計画書・実績報告書」または、構成市町村が実施する保健事業が把握可能な資料
- ④ その他、分析のため必要となる情報については、広域連合と協議
※原則、レセプト電算コード情報の提供は不可

留意事項：

上記①②については、受託者が、委託者の指定する場所においてKDBシステムを利用し、本業務で作成する図表の愛知広域全体、54市町村、11二次医療圏のデータを、KDBシステムの画面から条件指定して必要分取得すること。

【広域連合が提供するその他データ】

- ⑤ 第3期計画 (Microsoft Word)
- ⑥ 第3期計画 進捗状況 分析レポート (Microsoft PowerPoint)
- ⑦ 上記⑥に掲載されている図表データ (Microsoft Excel)

イ 提供データのファイル数等について確認を行い、適正な情報をデータベースに反映すること。

ウ 提供データのレイアウトの確認を行い、既往データと対照可能な形式でデータベースの整備を行うこと。

エ 提供するデータに個人情報がある場合は、個人が特定できないように委託者の指示及び関連法規・ガイドラインに基づき、適切な匿名化措置を行うこと。

(4) データ加工・編集・解析

ア (3) で提供したデータをもとに、第3期計画に掲載している図表（以下の【図表作成範囲】に示すもの）を参考に、グラフ等の形で令和5年度・令和6年度・令和7年度分データを追加したデータを加工・編集を行い、目的に照らして、有意な情報を抽出し、解析できるものとすること。ここでの解析とは、単なる数値の羅列ではなく、統計的な手法や専門的知見に基づき、傾向、差異、関連性等を客観的に明らかにし、その背景にある要因について考察を加えることを含む。

【図表作成範囲】

- ① 第3期計画の「1章基本的事項」から「5章個別事業計画」までに掲載の表及び図
 - ② 第3期計画の巻末資料「二次医療圏の分析」に掲載の図表
- イ アとともに作成した図表等を、委託者が継続的に活用できるよう、汎用性の高い形式（Microsoft Excel 等）で生成できるフォームを委託者に提供すること。
- ウ アにかかわらず、イのフォームにより類似の図表等を生成できる場合は、その旨を教示の上、委託者の承諾を得ること。
- エ その他、広域連合が必要と認める分析について、本業務の目的達成に資するよう、専門的知見に基づき柔軟に対応すること。

(5) データ分析

ア 既存の「第3期計画 進捗状況 分析レポート」（以下、「分析レポート」という。）では、令和5年度及び令和6年度分データに基づく作表を行い、分析データから導かれる帰結及び既往データとの対象から経年的にどのような傾向がみられるのかについて記載している。また、計画目標に対し、データから読み取れる特徴、傾向、課題の示唆、及び今後の保健事業の方向性を検討する上で参考となる考察も記述している。

この分析レポートを参考に、計画目標達成のために実施した個別事業の評価を行うとともに、目標の達成状況の評価を行うこと。

イ 目標達成のための評価の他、被保険者の健康状態や医療費の現状等必要な分析を行い、目標達成のための課題の抽出を行うこと。

受託者は、抽出された課題を解決及び計画目標を達成するために、計画後期に実施する事業において、保健事業の見直しを含め、提案を行うこと。

保健分野や医療費分析等に関する幅広い知識や専門的ノウハウがある有識者からの助言や支援が適宜受けられるような体制を整えること。厚生労働省等の動向を踏まえた提案を行うこと。

ウ 厚生労働省が作成した「高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き（令和5年3月30日改正）」に基づき、第3期計画の中間評価を行い、中間評価報告書を作成すること。また、広域連合が行う会議等の資料作成を支援すること。

本項の記載に係る文量や形態については、委託者と協議の上決定するが、

分析の質と分かりやすさを重視すること。

(6) プロジェクト管理

- ア 受託者は、プロジェクトを監督するため、本業務の特性を理解し、KDB システム等の関連データに精通した、かつ後期高齢者医療制度下での保健事業運営等に関する実務経験を有する担当者を置き、本条に関する進捗や内容の品質を適正に管理すること。
- イ アの管理に関して問題や疑義が生じた場合は、当該担当者は速やかに委託者に協議するものとする。

5 成果品の納品

- (1) 本件業務委託の内容に基づく以下資料を納品すること。
- ア 中間評価報告書（項目番号 4 (5) で示した内容を網羅し、評価として論理的かつ分かりやすく構成されたもの）
- イ 中間評価報告書掲載図表データ
- ウ その他、4 (4)、(5) において加工・編集後及び分析のため作成したデータベース
- (2) 納品形態は、電子データとし、委託者が加工して活用できるよう、Microsoft PowerPoint、Word または Excel で作成すること。ただし、前項イについては Excel ファイルにて作成するものとし、図表等作成の基礎としたデータを格納するシート等も含めて納品するものとする。
- なお、前項のアについては、A4 判、4 色刷りで簡易製本したものを 5 部程度提出すること。
- (3) 電子データによる成果品は、令和 9 年 3 月 15 日までに提出すること。ただし、委託者が必要とするデータ等につき双方の協議の上、前倒しでの提出を求める場合がある。

6 打合せの実施

効果的かつ実現可能な計画とするため、広域連合と受託者の意見交換を密に行うこと。

(1) 回数

契約期間を通して適宜実施する。原則対面での打合せとするが、状況に応じてその他（WEB 会議等）の方法でも差し支えない。

なお、回数については、委託者と協議の上、必要な回数を調整する。

打合せにおいては、進捗報告に加え、後期高齢者医療制度の保健事業の趣旨を踏まえた専門的見地からの課題共有、分析結果に関する考察、及び市町村等の保健事業の推進に資する提案等の議論を行うこと。

(2) 場所

主に委託者が所在する国保会館内の活用できるスペースを使用する。

(3) 記録

受託者において打合せ内容を取りまとめ、打合せ後 1 週間以内をめど

に、委託者へ提出すること。

7 費用の負担

本業務に係る経費は、すべて契約代金に含まれる。

8 成果品の利用及び著作権

(1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定める権利を含む）を譲渡する。

ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りでない。

(2) 委託者は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

9 秘密の保持

(1) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、広域連合が提供する情報を受託業務目的以外の使用及び第三者への提供をしてはならない。

(2) 上記（1）の規定は、契約期間経過後及び業務に携わった者が離職した場合においても同様とする。

(3) 上記（1）（2）に違反した場合は、本契約を解除する。

(4) 受託者は、個人情報を含むデータ及び資料の授受を速やかにかつ安全に行うための方法を確保すること。

(5) 受託者は、業務委託の履行に伴い、個人情報を取り扱うときは、別記「個人情報取扱特記事項」を適用するものとする。

(6) 受託者は、外部認証機関による、個人情報保護に関する認証を取得していかなければならない。

10 再委託

(1) 再委託は原則として認めない。ただし、業務の一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ広域連合の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

(2) 再委託を広域連合が認めた場合においても、契約期間中の再委託先の変更は原則として認めない。

(3) 再委託をする場合は、再委託先の書面による報告・再委託契約書の写しを本契約後に提出すること。

(4) また、再委託先で事故が発生した場合は、広域連合への影響を最小限に

とどめ、受託者の責により解決すること。

11 妨害又は不当要求に対する届出義務

妨害又は不当要求に対する届出義務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、委託者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が（1）に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は隨時契約の相手方としない措置を講じることがある。

12 その他

この仕様書に定めのない事項及び解釈に疑義の生じた事項については、委託者と受託者とで協議により解決するものとする。ただし、軽微な事項については、委託者の指示に従うものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 この契約により、愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）から受託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を履行するに当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2条 乙は、この契約による業務を履行するに当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第2号）、愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例（令和5年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第1号）その他関係法令及び愛知県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(作業責任者等の報告)

第3条 乙は、この契約による業務について、個人情報を取り扱う事務に係る作業責任者及び作業従事者を書面により甲に報告しなければならない。作業責任者及び作業従事者の変更についても、同様とする。

2 作業責任者は、個人情報を適切に取り扱うよう、作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督及び教育)

第5条 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと及び不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項について監督及び教育を行わなければならない。

(適正管理)

第6条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならぬ。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による業務を自ら処理するものとし、第三者に再委託

してはならない。ただし、やむを得ず第三者に再委託する必要がある場合は、乙は、甲の承認を得た上、この契約により乙が講ずるべき安全管理措置と同等の措置を講じ得る者に限りこの契約による業務を再委託することができる。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する一切の義務を再委託先にも遵守させなければならない。
- 3 乙は、第1項ただし書の規定により再委託したときは、再委託先におけるこの契約による業務に係る個人情報の取扱いについて管理し、及び監督するとともに、甲から求めがあった場合は、管理及び監督の状況を甲に報告しなければならない。

(収集の制限)

第8条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第9条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、甲の承認なしにこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第10条 乙は、この契約による業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第11条 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してもはならない。

(資料等の返還等)

第12条 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならぬ。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報（前条の規定により甲に返還し、又は引き渡すものを除く。）について、保有する必要がなくなったときは、焼却、溶解その他の復元不可能な方法により確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任)

第14条 乙は、乙の支配が可能な範囲において、この契約による業務に係る個人情報の漏えい等に関し責任を負うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに漏えい等した個人情報の内容、発生状況等を甲に報告し、甲

の指示に従わなければならない。

- 3 この契約による業務に係る個人情報の漏えい等に関し、第三者から甲に対して損害賠償請求その他の訴訟上又は訴訟外における請求又は申立てがされた場合は、乙は、当該請求又は申立ての調査解決等につき合理的な範囲で甲に協力するものとする。
- 4 前3項の規定は、この契約終了後も有効とする。

(監査及び調査)

第 15 条 甲は、乙がこの契約による業務に係る個人情報の取扱状況について、甲乙協議の上、隨時、乙の作業場所その他当該業務の処理を行う場所に立ち入り、必要な監査、調査又は質問をすることができる。

- 2 乙は、合理的な理由がある場合を除き、前項の監査、調査又は質問に協力しなければならない。
- 3 前項の監査、調査又は質問の結果、乙における個人情報の取扱いについて改善する必要があると甲が認める場合には、甲は、乙に対し、その改善を求めることができる。

(報告)

第 16 条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、解決策を甲と協議しなければならない。

- 2 前項に規定する場合のほか、乙は、定期的に、及び甲から求めがあった場合は隨時、この契約による業務に係る個人情報の取扱状況を甲に報告しなければならない。
- 3 甲及び乙は、必要に応じ、前項の報告を踏まえ、乙における安全管理措置その他の個人情報の管理体制の改善要否及びその解決策について協議するものとする。